

届出事項等の異動届

令和 年 月 日

総務大臣 殿
大阪府選挙管理委員会

政治団体の名称	
事務所の所在地	
代表者の氏名	

〔 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
〔 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 〕 〕 に異動があったので、
同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	内容			異動年月日
政治団体の名称	新 ふりがな 新			令和 ・ ・
	旧			
主たる事務所の所在地	新	(〒) (電話)		令和 ・ ・
	旧			
区分	ふりがな 氏名	住所	生年月日	
代表者	新	(〒) (電話)	明大昭平 ・ ・	令和 ・ ・
	旧			
会計責任者	新	(〒) (電話)	明大昭平 ・ ・	令和 ・ ・
	旧			
会計責任者の職務代行者	新	(〒) (電話)	明大昭平 ・ ・	令和 ・ ・
	旧			
国会議員関係 政治団体	新	<input type="checkbox"/> 1号団体 [代表者の公職の種類: 衆・参議院議員 ()] <input type="checkbox"/> 2号団体 [候補者氏名(ふりがな): ()] [候補者の公職の種類: 衆・参議院議員()] <input type="checkbox"/> 3号団体 [主宰する議員・主要な構成員] [氏名(ふりがな): ()] [公職の種類: 衆・参議院議員(現職)] <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体		令和 ・ ・
	旧	<input type="checkbox"/> 1号団体 [代表者の公職の種類: 衆・参議院議員 ()] <input type="checkbox"/> 2号団体 [候補者氏名(ふりがな): ()] [候補者の公職の種類: 衆・参議院議員()] <input type="checkbox"/> 3号団体 [主宰する議員・主要な構成員] [氏名(ふりがな): ()] [公職の種類: 衆・参議院議員(現職)] <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体		
その他				令和 ・ ・

活動区域の区分

 全国 (2府県以上) 大阪府内

注 釈

当該様式に使用した法令名の略語は次のとおりである。

1号団体	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
2号団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
3号団体	政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
代表者の公職の種類	代表者である公職の候補者に係る公職の種類
候補者の公職の種類	公職の候補者に係る公職の種類

備 考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。
- 2 異動がない欄は、空欄のままおくこと。
- 3 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置（押印等）を講ずる場合は、この限りではない。
- 4 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、同項第3号に係る国会議員関係政治団体にあっては、主宰する議員又は主要な構成員の氏名及び公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 5 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 6 法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体の主要な構成員の異動が多数の場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体」欄は別紙として添付すること。
- 7 「その他」欄には、主たる活動区域、支部の有無、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあっては、開催計画書その他の政令で定める文書）（以下「綱領等」という。）又は課税上の優遇措置の適用関係の有無等に異動があった場合にその旨を記載し、関係書類を添付すること。
- 8 名称、所在地及び代表者の異動届の際、枠外届出者欄には、新名称、新所在地、新代表者名を記載して届け出ること。
- 9 届出事項の異動届及び綱領等については、主たる活動区域が2以上の都道府県にわたる政治団体にあっては各3部、1の都道府県の区域内である政治団体にあっては各2部を提出すること。